

平成 28 年第 1 回

天山地区共同環境組合議会
定例会会議録

平成 28 年 2 月 24 日

天山地区共同環境組合議会

平成 28 年第 1 回天山地区共同環境組合議会定例会会議録 目次

定例会会期日程	1
定例会付議事件及び議決結果表	2
2 月 24 日 (水)	
出席議員	3
欠席議員	3
本会議に出席した事務局職員	3
地方自治法第 121 条により出席した者	3
議事日程	4
開 会	5
日程第 1 会期及び議事日程の決定	5
日程第 2 会議録署名議員の指名	5
日程第 3 議案第 1 号 行政不服審査会事務を佐賀県へ委託することにつ いて	5
提案理由説明	5
議案に対する質疑	6
討 論	6
採 決	6
日程第 4 議案第 2 号 平成 27 年度 天山地区共同環境組合一般会計補正 予算 (第 2 号)	6
提案理由説明	6
議案に対する質疑	7
討 論	7
採 決	7
日程第 5 議案第 3 号 平成 28 年度 天山地区共同環境組合一般会計予算	7
提案理由説明	7
議案に対する質疑	9
討 論	13
採 決	13
議決事件の字句及び数字等の整理	14
閉 会	14

平成28年第1回天山地区共同環境組合議会定例会 会期日程

会 期 平成28年2月24日 1日間

日 程

日次	月 日	曜日	会議時刻	議 事 内 容
第1日	2月24日	水	午後3時40分	開会 会期及び議事日程の決定 会議録署名議員の指名 提出議案上程 提案理由説明 議案に対する質疑 討論 採決 閉会

平成 28 年第 1 回定例会付議事件

○ 管理者提出議案 (2 月 24 日提出)

議案第 1 号 行政不服審査会事務を佐賀県へ委託することについて

議案第 2 号 平成 27 年度 天山地区共同環境組合一般会計補正予算 (第 2 号)

議案第 3 号 平成 28 年度 天山地区共同環境組合一般会計予算

平成 28 年第 1 回定例会議決結果表

議案番号	議案名	議決月日	議決結果
議案第 1 号	行政不服審査会事務を佐賀県へ委託することについて	2月24日	原案可決
議案第 2 号	平成27年度 天山地区共同環境組合一般会計補正予算 (第2号)	2月24日	原案可決
議案第 3 号	平成28年度 天山地区共同環境組合一般会計予算	2月24日	原案可決

平成 28 年 2 月 24 日（水曜日） 午後 3 時 40 分 開会

出席議員

1 番	野 北 悟	2 番	野 口 義 光
3 番	上 瀧 政 登	4 番	古 賀 敬 介
5 番	渕 上 哲 也	6 番	樋 渡 邦 美
7 番	北 島 文 孝	8 番	中 島 正 之

欠席議員

な し

本会議に出席した事務局職員

事務局係長	福 元 光 弘
事務局係員	友 田 慎 二
事務局係員	高 木 栄 太

地方自治法第 121 条により出席した者

管 理 者	横 尾 俊 彦
副 管 理 者	江 里 口 秀 次
会 計 管 理 者	荒 瀬 弘 之
事 務 局 長	小 池 孝 司

平成28年第1回天山地区共同環境組合議会定例会 議事日程

会 期 平成28年2月24日 (水曜日) 1日間

午後3時40分 開会

小城市役所 西館2階 2-6会議室

議事日程

日程番号	議案番号	議 事 内 容
		開会
日程第 1		会期及び議事日程の決定
日程第 2		会議録署名議員の指名
日程第 3	議案第 1 号	行政不服審査会事務を佐賀県へ委託することについて
日程第 4	議案第 2 号	平成27年度 天山地区共同環境組合一般会計補正予算 (第2号)
日程第 5	議案第 3 号	平成28年度 天山地区共同環境組合一般会計予算
		閉会

午後 3 時 40 分 開会

○議長（中島正之君）

皆さん、こんにちは。

会議の時間が少し遅れまして本当に申し訳なかったと思います。

ただいまの出席議員数は 8 名です。定足数に達しておりますので、平成 28 年第 1 回天山地区共同環境組合議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

<会期及び議事日程の決定>

日程第 1、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会における会期は、本日 2 月 24 日の 1 日間といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（ 「異議なし」と呼ぶ者あり ）

○議長（中島正之君）

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日 2 月 24 日の 1 日間と決定いたしました。

会期中の議事日程につきましては、お手元に配付しております日程表のとおりでございますので、御了承願います。

<会議録署名議員の指名>

○議長（中島正之君）

日程第 2、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、天山地区共同環境組合議会会議規則第 70 条の規定により、議長において、議席 7 番 北島 議員、議席 1 番 野北 議員を指名いたします。

<議案上程> 議案第 1 号

○議長（中島正之君）

日程第 3、議案第 1 号「行政不服審査会事務を佐賀県へ委託することについて」、議題といたします。

<提案理由説明>

○議長（中島正之君）

ただいま議題といたしました議案について、朗読を省略し、ただちに提案理由の説明を求めます。管理者。

○管理者（横尾俊彦君）

それでは、これより提案理由について説明をさせていただきたいと思います。

本日は、大変ご多忙の中にご参加いただき誠にありがとうございます。

まず、議案第1号でございます。「行政不服審査会事務を佐賀県へ委託することについて」の議案でございますが、行政不服審査法の改正に伴いまして、設置を要します行政不服審査会及びその事務につきまして佐賀県へ委託することについて、地方自治法の規定に基づいて協議をするため、同法の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしく御審議頂きますよう、お願いいたします。

○議長（中島正之君）

説明が終了いたしました。これより質疑に入りますが、質疑はありますか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○議長（中島正之君）

質疑なしと認めます。これをもちまして質疑を終わります。

これより討論に入りますが、討論はありますか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○議長（中島正之君）

討論なしと認めます。これをもちまして討論を終わります。

これより議案第1号を採決いたします。

議案第1号を可決することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（中島正之君）

挙手全員であります。よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

<議案上程> 議案第2号

○議長（中島正之君）

日程第4、議案第2号「平成27年度 天山地区共同環境組合一般会計補正予算（第2号）」について、議題といたします。

<提案理由説明>

○議長（中島正之君）

ただいま議題といたしました議案について、朗読を省略し、ただちに提案理由の説明を求めます。管理者。

○管理者（横尾俊彦君）

続きまして、議案第2号でございます。「平成27年度 天山地区共同環境組合一般会計補正予算（第2号）」であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ132万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9,936万5,000円とするものであります。

この補正につきましては、国庫補助金額の増に伴うもので、歳入の第3款 国庫支出金に132万円を増額計上しております。

また、歳出におきましては、第2款 総務費の負担金補助及び交付金の派遣職員人件費返戻金で、180万円を減額し、第3款 事業費の委託料として事業費の入札残1,311万9,000円を減額し、国庫補助金増額分132万円と合わせて1,623万9,000円を財政調整基金に積み立て、来年度以降の財源としているところでございます。

よろしく御審議をお願い申し上げます。

○議長（中島正之君）

説明が終了いたしました。これより質疑に入りますが、質疑はありますか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○議長（中島正之君）

質疑なしと認めます。これをもちまして質疑を終わります。

これより討論に入りますが、討論はありますか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○議長（中島正之君）

討論なしと認めます。これをもちまして討論を終わります。

これより議案第2号を採決いたします。

議案第2号を可決することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（中島正之君）

挙手全員であります。よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

<議案上程> 議案第3号

○議長（中島正之君）

日程第5、議案第3号「平成28年度 天山地区共同環境組合一般会計予算」について、議題といたします。

<提案理由説明>

○議長（中島正之君）

提案理由の説明を求めます。管理者。

○管理者（横尾俊彦君）

議案第3号でございます。「平成28年度天山地区共同環境組合一般会計予算」を説明いたします。

予算書1ページをご覧ください。

平成28年度予算につきましては、第1条の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ、2億7,247万8,000円と定めております。第2条は、債務負担行為について定めるものでありまして、4ページの第2表に記載のとおりであります。ごみ処理施設の建設・運営に係る事業者選定支援業務に1,185万9,000円の債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

6ページからは歳入について、説明いたします。

第1款の分担金及び負担金は、両市の負担金で2億2,923万3,000円を計上しております。その内訳としましては、多久市が1億2,224万5,000円、小城市が1億698万8,000円となっております。なお、平成28年度の両市の負担金につきましては、旧ゆうらく施設の屋外プール等の解体を先行して組合で行いますので、解体関連事業費に多久市単独分の負担金が発生するため、組合負担割合と負担金額に差異がでてきております。

第3款の国庫支出金でございますが、環境省の循環型社会形成推進交付金で、ごみ処理施設整備事業に必要な生活環境影響調査業務、ごみ処理施設の建設・運営に係る事業者選定支援業務に対しまして事業費の3分の1に当たる1,223万8,000円を計上しております。

第4款の財産収入は、財政調整基金利子1,000円としております。

第5款の繰入金は、基金繰入金として組合に対する両市の財政負担を緩和するため、平成27年度に積み立てました財政調整基金からの繰入金3,000万円を計上しております。

第6款の繰越金は、前年度繰越金100万円を計上しております。

第7款の諸収入は、預金利子1,000円、雑入で雇用保険料5,000円を計上しております。

次に、9ページからは歳出についてでございます。

第1款の議会費につきましては、組合議会の正副議長及び議員6名に対する報酬、組合議会の運営に係る経費として26万5,000円を計上しております。

第2款の総務費は、正副管理者の報酬、本組合事務局職員に係る時間外勤務手当、日々雇用職員賃金、事業者選定審査委員会等の謝礼、庁用車・複合機・パソコンリース料等の使用料及び賃借料、派遣職員人件費返戻金等の負担金等に必要な経費、また、監査委員に必要な経費として3,390万8,000円を計上しております。

第3款の事業費についてでございますが、ごみ処理施設整備事業に係る事業実施のために必要な業務で、13節委託料におきましては、昨年、債務負担行為の設定をお願いしました生活環境影響調査業務に加え、新たに事業者選定支援業務、解体工事施工監理業務に係る経費として4,926万8,000円、また、15節工事請負費では、旧ゆうらくの屋外プール等の解体工事に係る経費1億8,486万4,000円、17節公有財産購入費では、ごみ処理施設建設用地購入費387万3,000円の計2億3,800万5,000円を計上しております。

第5款の予備費では、30万円を計上しております。

以上のようになっております。よろしく御審議をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

げます。

○議長（中島正之君）

説明は終わりましたので、これより質疑に入りますが、質疑はありませんか。
7番（北島文孝議員）。

○7番（北島文孝君）

6ページの負担金で、先程、管理者の方から説明がありましたが、来年度の負担金で多久市の単独分というのは何が入っているのか。

○議長（中島正之君）

事務局長。

○事務局長（小池孝司君）

多久市の負担金の部分につきましては、今回、予算の中に計上しております用地費の中で、組合が利用するごみ処理施設に隣接して多久市でリサイクルセンターを建設するような計画をされております。その分については多久市の負担ということで一点あります。もう一つ、その敷地にはプール等がありますので、それを解体しないといけないというところがありまして、その分については、先行して組合の方で多久市の分も含めて解体を行い、その後、面積割で多久市の方から負担金をいただくこととなりますので多久市単独分の負担金が発生してきます。それと通常の運営費の部分で、多久市からいただく負担金がありますので、今、計上されている部分で多久市と小城市のそれぞれの負担割合で載せております。

○議長（中島正之君）

7番（北島文孝議員）。

○7番（北島文孝君）

分かりました。前回の議案説明会に出席できず、ちょっとわかりづらかったのです。

○議長（中島正之君）

ほかに質疑ございませんか。6番（樋渡邦美議員）。

○6番（樋渡邦美君）

歳出の事業費で、委託料や工事請負費が計上されておりますけど、前回の説明会の時に、スケジュールも示されてありますけど、これはあくまでも処理方式等が決定してから、こういう委託も発注されると思いますが、前回の説明会では、今年度末で決定というような説明を受けましたけれども、再度、管理者にお尋ねします。今年度末迄、あと40日しかありません。そういう説明を受けましたので管理者の方にお尋ねしたい。

○議長（中島正之君）

管理者。

○管理者（横尾俊彦君）

お手元の資料 13 ページにありますが、委託料に関しましては、生活環境影響調査・事業者選定支援・解体工事施工監理がございまして、直接 新たな施設を造るもの、あるいはプラントに関する工事費ではございませんので、事前の調査等でございますので、そこはご理解いただければと思っております。また、選定等につきましては、年度末に向けての作業でございますけれども、しっかり委員会の方で協議・審議いただきながら結果につきましては、それを受けて皆様に、ご報告して適切に対応していきたいというふうに思っております。

○議長（中島正之君）

6 番（樋渡邦美議員）。

○6 番（樋渡邦美君）

それでは、3 月いっぱいでの処理方式等は決定ということですか。

○議長（中島正之君）

事務局長。

○事務局長（小池孝司君）

先日の議案説明会の際にもお尋ねがありました通り、事務局の希望としては、年度末で決定していきたいというような考え方を持っておりますが、現在、検討委員会とかそういった所で、処理方式・運営方法とか、そういったものの答申をいただくようなところで協議をさせていただいております。その協議が、後、3 回目と 4 回目と 2 回ございます。そういったところもございますので、年度末までに、そういったことを順次進めながら答申をいただいた後に、協議会の中で方向性の決定をしないといけないし、その後、議会の方にお諮りしていきたいと考えておりますので、やはり当初説明をしていた年度末での事務というのは、なかなかスケジュール的には困難があるという感じでございますけど、遅くとも新年度明け、4 月・5 月頃までには少なくとも決定していただきたいと思っております。

○議長（中島正之君）

6 番（樋渡邦美議員）。

○6 番（樋渡邦美君）

説明会の時にそういう説明を受けていれば良かったのだが、年度末までに決定しますというような説明だったので、後、40 日ぐらいしかないのなら、もう処理方式等は決定しているというような印象を受けたのでこの場で再度、お尋ねしたところでした。

○議長（中島正之君）

事務局長。

○事務局長（小池孝司君）

先日の説明会の際には、事務局の希望としては事務を早く進めたいという思いがありましたので、最短の年度末という言葉を使っていました。やはり事務を進めて行く中では年度末を目指して進めていきたいとは思っておりますが、現在の進行状況から考えますと先程、説明しましたように4月以降になりそうな状況であります。今後、協議会の中でも検討委員会の答申等を受けながら方向性を決めていきたいと思っております。

○議長（中島正之君）

6番（樋渡邦美議員）。

○6番（樋渡邦美君）

はい、分かりました。

○議長（中島正之君）

ほかに質疑ございませんか。1番（野北悟議員）。

○1番（野北悟君）

その件に関連してですが、施設整備検討委員会で色々検討されていて、処理方式を決めていかれるという話ですが、施設整備検討委員会自体は要綱設置ということで、いかがなものかと話をしておりましたが、その辺について、どのように考えておられているのかお伺いしたい。

○議長（中島正之君）

事務局長。

○事務局長（小池孝司君）

今のところ、答申をいただくような形で検討委員会の方から方向性なり意見等をいただきたいというようなところで考えております。ただ、現在、要綱等での設置としかしておりませんので、全てが条例で定めるべきものなのかなという考えもございましたので、現在、要綱等での設置をしているところです。今後、そこら辺については、もっと法的なところを勉強させていただいて協議させていただければと思っております。

○議長（中島正之君）

1番（野北悟議員）。

○1 番（野北悟君）

先日からお話をしていたのが、昨年2月の議会の中では、施設整備検討委員会については、施設に対しての諮問をしてそれに答えていただく機関だと言われているわけです。ということは、諮問をされて報酬を支払われていることについては、私達のこの議会は、地方自治法の管理するところにあります。地方自治法に沿っての議会である以上は、地方自治法の縛りを受けるわけですから諮問という形で行うものについて、これによっての影響等を考えると附属機関に当たるものだから当然、議会で議決をしなければいけないと思っております。そこはしっかりとしていけないといけない。そのことについて事務局ではなく管理者側のお話を伺いたい。

○議長（中島正之君）

管理者。

○管理者（横尾俊彦君）

今日は両市の議員の皆様からの代表の一部事務組合の議員として来ていただいている皆様が出席していただいているところです。両市の方でも他の行政事務はあっていると思いますが、検討会や調査会や審議会がございまして、さまざまなものを諮問し、答申をいただきます。しかし、これが決定ではなく、その後に執行部の方で、そのことを踏まえた方針決定なりをしていくケースや、更に重要な場合は議会にお諮りをして予算等も伴いますので、決定をいただく機会がありますので、そういう責はしっかり踏んでいきたいと思っております。今、触れられましたように一部事務組合も地方自治法に基づく公的団体でございますし、地方公共団体も地方自治法に位置付けられておりますから、お互いに関連をしております。過去の法的な対応とか、そういうところもしっかり踏まえて適切に対応していきたいと思っております。

○議長（中島正之君）

1 番（野北悟議員）。

○1 番（野北悟君）

実は私がこの部分をすごく言うのは、違う自治体同士が一緒の事業をしていくわけです。そうすると一つ一つのことを決められたようにしていけないと私達も周りに説明が付かないし、色んなことで今後、揉める原因にならないように一つ一つ確認して、ここまで合意して済んでいますと確認しながら進めていけないといけないのではないかなと思っております。また、この前まで、議会側と事務局側との意思疎通が出来ていなかった部分のことも、全てがそういう部分があったので、どうしても報告とか色々な確認作業が疎かになっていた部分があったから、こういうことが起きたのではないかなと思っております。それを考えると管理者側もしっかり考えていただいて、一つ一つ、きちんと法にのっとった形の手続きをしながらしていけないと今後、色々な形で意思疎通の行き違い等があった時にトラブルが出る可能性が

ありますので、一つ一つ確認しながら大事な事業ですから、しっかり進めていきたいと思っておりますので、是非ともその部分、今後しっかりやっていただきたいというふうをお願いしたいです。

○議長（中島正之君）

管理者。

○管理者（横尾俊彦君）

はい。心掛けていきます。

○議長（中島正之君）

先程、事務局長が検討委員会・協議会で色々決定したことを議会に報告しますと言われたが、決定した後に報告しても何にもならないではないですか。経過を報告するなら分かります。決定したことを議会に報告するなら、議会は要らない。その辺の言葉だけは注意して下さい。

○議長（中島正之君）

事務局長。

○事務局長（小池孝司君）

はい、気を付けます。

○議長（中島正之君）

ほかに質疑ございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○議長（中島正之君）

質疑なしと認めます。これをもちまして質疑を終わります。

これより討論に入りますが、討論はありませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○議長（中島正之君）

討論なしと認めます。これをもちまして討論を終わります。

これより議案第3号を採決いたします。

議案第3号を可決することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（中島正之君）

挙手全員であります。よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

○議長（中島正之君）

次に、議決事件の字句及び数字等の整理について、お諮りいたします。

本定例会におきまして、議案等が議決されましたが、その条項、字句、数字その他の整理を必要とするときは、会議規則第38条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（ 「異議なし」と呼ぶ者あり ）

○議長（中島正之君）

異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

以上で、本定例会の会議に付された事件は、すべて終了いたしましたので、会議を閉じます。

平成28年第1回天山地区共同環境組合議会定例会を閉会いたします。

今日は、皆さん本当に御苦労さまでございました。

午後4時7分 閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により、ここに署名します。

平成 28 年 2 月 24 日

天山地区共同環境組合

議 長 中 島 正 之

署名議員 北 島 文 孝

署名議員 野 北 悟